

別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
①地域医療構 想の達成	医療情報ネットワーク整 備事業	県が必要と認めた者	鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)構築に係る次の経 費(更新に係る費用については、事業の目的が、ネットワークの機能 の追加や見直しであり、それらを実現するための手段としてサーバー の更新も含まれる場合に限る) ・データセンターにおけるサーバー等の構築費 ・各医療機関における開示用サーバーの構築費 ・各医療機関における情報連携用のSS-MIXサーバーの構築費 ・回線の構築費 ・セキュリティ対策構築費 ・機能拡充のための改修に係る経費	県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額	様式第1号 様式第2—1号 様式第3号 見積書	様式第1号 様式第2—1号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類
		病院、診療所	鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)に相互参照機関とし て新たに参加(閲覧のみの参加から相互参照による参加へ移行する 場合を含む。)するために必要な次の経費 ネットワーク構築費、備品購入費(取付工事費を含む)	県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額	様式第1号 様式第2—1号 様式第3号 見積書	様式第1号 様式第2—1号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類
		病院、診療所、その他県が必要と認めた者	医療機関等の相互連携(患者紹介・転院調整)に係る地域医療ネット ワークに新たに参加するために要する次の経費(おしどりネット以外) ネットワーク構築費、備品購入費(取付工事費を含む)	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額	様式第1号 様式第2—1号 様式第3号 見積書	様式第1号 様式第2—1号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類
①地域医療構 想の達成	精神科医療機関機能 分化推進事業(施設整備)	精神科医療機関	精神科の病床削減・病室の個室化、精神科・重度認知症デイケア施設 の整備、精神科救急外来医療センターの設置等により精神科医療 機関の機能分化を図るための施設整備費(設計費、工事費、工事請 負費)	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額 ・建物の規模、構造又は用途(た だし、機能を著しく変更しない軽微な 変更を除く。)並びに建物の設置場 所の変更(ただし、設置予定敷地内 における設置場所の変更で機能を 著しく変更しない軽微な変更を除 く。)	様式第1号 様式第2—3号 様式第3号 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 設計者の決定を証明 する資料	様式第1号 様式第2—3号 様式第3号 完成後の建物の全景及び補助対 象事業の概要を示す写真 契約書の写し 完成後の建物の構造概要及び平 面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定 による竣工検査書の写し 支払を証明する書類
	精神科医療機関機能 分化推進事業(設備整備)	精神科医療機関	精神科の病床削減・病室の個室化、精神科・重度認知症デイケア施設 の整備、精神科救急外来医療センターの設置等により精神科医療 機関の機能分化を図るための設備整備費	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへ の変更	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
①地域医療構 想の達成	地域医療支援病院・がん 診療連携拠点病院 等の患者に対する歯科 保健医療推進事業	病院	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における歯科保健診 療に必要な設備整備費	1か所当たり 8,000千円	1/2	・補助対象経費の増額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへ の変更	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
①地域医療構 想の達成	急性期医療充実施設 整備事業	救急医療機関	急性期医療の充実に必要な施設整備費	1か所当たり 10,000千円	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額 ・建物の規模、構造又は用途(た だし、機能を著しく変更しない軽微な 変更を除く。)並びに建物の設置場 所の変更(ただし、設置予定敷地内 における設置場所の変更で機能を 著しく変更しない軽微な変更を除 く。)	様式第1号 様式第2—3号 様式第3号 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 設計者の決定を証明 する資料	様式第1号 様式第2—3号 様式第3号 完成後の建物の全景及び補助対 象事業の概要を示す写真 契約書の写し 完成後の建物の構造概要及び平 面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定 による竣工検査書の写し 支払を証明する書類
①地域医療構 想の達成	急性期医療充実設備 整備事業	救急医療機関	急性期医療の充実に必要な設備整備費	1か所当たり 10,000千円	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへ の変更	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
①地域医療構 想の達成	病床の機能分化・連携 推進基盤整備事業(施 設整備)	病院、有床診療所、その他病 床の機能分化・連携推進に寄 与すると県が認めた者	病床の機能分化、連携を進めていく上で必要な施設整備費(設計 費、工事費、工事請負費)	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額 ・建物の規模、構造又は用途(た だし、機能を著しく変更しない軽微な 変更を除く。)並びに建物の設置場 所の変更(ただし、設置予定敷地内 における設置場所の変更で機能を 著しく変更しない軽微な変更を除 く。)	様式第1号 様式第2—3号 様式第3号 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 設計者の決定を証明 する資料	様式第1号 様式第2—3号 様式第3号 完成後の建物の全景及び補助対 象事業の概要を示す写真 契約書の写し 完成後の建物の構造概要及び平 面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定 による竣工検査書の写し 支払を証明する書類
①地域医療構 想の達成	病床の機能分化・連携 推進基盤整備事業(設 備整備)	病院、有床診療所、その他病 床の機能分化・連携推進に寄 与すると県が認めた者	病床の機能分化、連携を進めていく上で必要な設備整備費	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を 超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへ の変更	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
①地域医療構 想の達成	新たな地域医療構想に おける精神医療体制推 進事業	病院、有床診療所、その他県 が認めた者	事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印 刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委 託料、備品購入費	県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2—70号 様式第3号 (備品関係) カタログ 見積書	様式第1号 様式第2—70号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 (備品関係) 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該備品の写真

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
②居宅等における医療の提供	在宅医療連携拠点事業	地区医師会、事業の実施に向け県が必要と認めた者	在宅医療を提供する機関等を拠点として、介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーを配置し、以下に示す(1)～(6)の活動等を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制構築に要する次の経費 事業の実施に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費 (1)地域の医療・介護関係者による協議の場の定期開催 (2)地域の医療・介護資源の機能等の把握及び地域包括支援センター等との連携 (3)効率的で質の高い24時間対応の在宅医療提供体制の構築及びチーム医療や多職種協働のための情報共有 (4)在宅医療に関する普及啓発活動 (5)「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業」への参画 (6)地域連携クリティカルパスの策定・運用(事業実施主体が地区医師会の場合に限る。)	1か所当たり 5,000千円、 第3欄に掲げる県が必要と認めた者の場合は、県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2～5号 様式第3号 (設備整備関係) カタログ 見積書	様式第1号 様式第2～5号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 (設備整備関係) 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真
②居宅等における医療の提供	在宅医療推進のための看護師育成支援事業	鳥取大学医学部附属病院	在宅医療推進を図り訪問看護等人材育成するための(1)～(3)の教育コースに係る次の経費 (1)在宅生活志向をもつ看護師育成コース(入職後3年間) (2)在宅医療・看護体験コース(6か月間) (3)訪問看護能力強化コース(1年間) 人件費、報償費(謝金)、役務費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費	県が必要と認めた額	10/10	・種目ごとの補助対象経費の増額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2～7号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 当該整備機器の写真 出勤簿及び勤務日誌簿	様式第1号 様式第2～7号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 出勤簿及び勤務日誌簿
②居宅等における医療の提供	訪問看護師養成研修参加支援事業	病院、診療所、指定訪問看護ステーション、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム	鳥取県訪問看護職員養成講習会受講者の受講期間(移動に要する期間は含まない。)中の人件費(給料等の基本給で各種手当等は含まない。)	1か所当たり 次により算出された額 日額7,875円×受講日数×受講人数(e-ラーニング期間は除く。)	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2～6号 様式第3号	様式第1号 様式第2～6号 様式第3号 修了証の写し又は受講証明となる書類 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	新人訪問看護師同行訪問支援事業	指定訪問看護ステーション	週24時間以上勤務する新人訪問看護師を新たに雇用し、その者について同行訪問を行う訪問看護師に係る人件費(給料等の基本給で各種手当等は含まない。)のうち日額10,000円以内の額。	新人訪問看護師1人あたり次により算出された額 日額10,000円×同行訪問日数(40日を限度とする)	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2～46号 様式第3号 新人訪問看護師の雇用及び職務歴が分かる書類	様式第1号 様式第2～46号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	訪問看護師待機手当支援事業	指定訪問看護ステーション	訪問看護を行う看護職員に対して事業所が支払う呼出待機手当	1事業所1日当たりの看護職員の待機に対して支払う看護職員呼出待機手当として、次により算出された額 看護職員待機手当日数(勤務時間外に待機を命じた日数－当該待機を命じた日に実際に勤務した日数)×5,000円	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2～32号 様式第3号 給与規定又は雇用契約等の呼出待機手当が明記された書類	様式第1号 様式第2～32号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
②居宅等における医療の提供	訪問看護ステーションのサテライト設置事業	指定訪問看護ステーション	訪問看護ステーションのサテライトを設置するための事務所設置及び訪問車両整備に要する経費。ただし、訪問車両整備については、以下の条件を満たす場合に限るものとし、当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料(自賠責保険料を含む。)及びリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金)は補助対象外とする。 ・訪問看護用の新規車両整備(現有車両の買い替えではなく、増車に該当するもの。)であること。 ・事務所を設置した年度中に整備する車両であること。	①事務所設置 ・1年目 賃借料 一月あたり50千円 敷金等 200千円 ・2年目 賃借料 一月あたり50千円 ②訪問車両整備 1,000千円	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－38号 様式第3号 ①事務所設置 訪問看護事業所指定通知 サテライト設置予定地図 ②訪問車両整備 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－38号 様式第3号 支払を証明する書類 支出額の根拠となる書類 ①事務所設置 事業所建物賃貸借契約書の写し サテライト訪問看護事業所指定通知の写し ②訪問車両整備 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真
②居宅等における医療の提供	在宅医療普及啓発事業	病院、有床診療所、その他在宅医療の普及啓発に寄与すると県が認めた者	在宅医療に関する地域住民への普及啓発に必要な次の経費 報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料	1か所当たり 1,000千円	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－51号 様式第3号	様式第1号 様式第2－51号 様式第3号 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	医療介護連携のための多職種連携等研修事業	県薬剤師会、県リハビリテーション専門職連絡協議会、病院	在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修及び関連する委員会の実施に必要な次の経費 事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料	県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－11号 様式第3号	様式第1号 様式第2－11号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
		県歯科医師会、地区歯科医師会	在宅歯科医療を実施する歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保するための講習会・研修会等の開催及び関連多職種(歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等)を対象とした研修・実習に要する経費(報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料)、委託料	県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－11号 様式第3号	様式第1号 様式第2－11号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
		県薬剤師会	通院が困難な在宅患者を訪問して薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行う訪問薬剤管理指導の導入研修の実施に必要な次の経費 事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料	県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－11号 様式第3号	様式第1号 様式第2－11号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	県歯科医師会	在宅歯科医療連携室の運営及び貸出用の訪問歯科診療の医療機器の整備に必要な経費(会議費、研修会開催費、人件費、事務費、備品購入費、委託料(県歯科医師会から地区歯科医師会への委託料に限る。))	1か所当たり 20,000千円	10/10	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2－10号 様式第3号 (設備整備関係) カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－10号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 (設備整備関係) 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真
②居宅等における医療の提供	訪問歯科衛生士養成支援事業	県歯科医師会	訪問歯科衛生士を養成支援するための研修に必要な次の経費 報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－55号 様式第3号	様式第1号 様式第2－55号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
②居宅等における医療の提供	在宅歯科診療設備整備事業	歯科を標榜する病院及び診療所、歯科診療所、地区歯科医師会	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費(ただし初度設備に限る。)	1か所当たり 3,638千円	2/3	・補助対象経費の増額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
②居宅等における医療の提供	在宅医療推進事業	病院、診療所、指定訪問看護ステーション	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等(以下「訪問診療等」)に用いるための施設改修又は利用者の居宅において訪問診療等を行うにあたり必要となる設備整備を行うために要する経費。ただし、車両整備については、以下の条件を満たす場合に限るものとし、当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料(自賠責保険料を含む。)及びリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金)は補助対象外とする。 ・訪問看護、訪問診療又は訪問リハビリテーション用の新規車両整備(現有車両の買い替えではなく、増車に該当するもの。)であること。 ・訪問診療等の推進にあたり増車が必要なことについて合理的な理由があること。	1か所当たり 2,000千円	1/2	・補助対象経費の増額(施設整備関係) ・2割を超える減額 ・建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)並びに建物の設置場所の変更(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。) (設備整備関係) ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第3号 (施設整備関係) 様式第2-3号 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 設計者の決定を証明する資料 (設備整備関係) 様式第2-4号 様式第2-9号(※新規車両整備の場合のみ) カタログ 見積書	様式第1号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 (施設整備関係) 様式第2-3号 完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 契約書の写し 完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し (設備整備関係) 様式第2-4号 様式第2-9号(※新規車両整備の場合のみ) 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真
②居宅等における医療の提供	重度障がい者・難病患者居宅等療養支援事業	社会医療法人同愛会博愛病院	重度障がい者・難病患者を対象とするグループホームの整備のために必要な設備整備費	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
②居宅等における医療の提供	訪問看護ステーション機能強化推進事業	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	・補助対象経費の増額(設備整備関係) ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-58号 様式第3号 (人件費関係) 新規に常勤看護職員を雇用したことを証明する書類 (設備整備関係) 様式第2-9号(※新規車両整備の場合のみ) カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-58号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 (設備整備関係) 様式第2-9号(※新規車両整備の場合のみ) 契約書の写し 検収書の写し 当該設備機器の写真

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
②居宅等における医療の提供	職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－59号 様式第3号 新規に看護職員を雇用したことを証明する書類	様式第1号 様式第2－59号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	訪問看護ステーション安全確保対策推進事業	指定訪問看護ステーション	安全確保に必要な機器等の整備費用 (1) 通話録音装置 (2) 下記にあげる防犯装置整備を導入するために必要な機器及び導入に必要なシステム等 ①警備会社によるセキュリティシステムを導入するために必要な機器 ②防犯機器 ・位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザー ・防犯ボタン付き携帯電話	1か所当たり100千円 (1)、(2)ともに、一事業所につき申請限度は1回とする。 ※(1)又は(2)のみ申請した場合は、他方を翌年度以降に申請することは可能。	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－67号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－67号 様式第3号 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
②居宅等における医療の提供	訪問看護の体制充実支援事業	県看護協会	中山間地域の訪問看護体制確保支援事業及び訪問看護の複数名訪問支援事業の実施に要する次の経費 事業の実施に必要な人件費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料	知事が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－69号 様式第3号 支出額の根拠となる書類	様式第1号 様式第2－69号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	訪問看護ステーション熱中症対策支援事業	指定訪問看護ステーション	看護師等が家庭訪問等を行う際の熱中症対策に必要な物品を購入する費用 ・空調服、冷却ベスト、ネッククーラー、冷蔵ボックス等	1か所当たり300千円 ・一事業所につき申請限度は1回とする。 ・食品、飲料及びスプレー等使い切りの消耗品は対象外とする。	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－71号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－71号 様式第3号 請求書の写し 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	産科医等確保支援事業	分娩を取り扱う病院、診療所	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に支給する分娩手当及び帝王切開を支援した医師に対して支給する報償費	分娩件数×10,000円 ただし、診療所については、帝王切開を支援した医師(当該診療所に所属する医師を除く。)がいる場合、帝王切開件数×5,000円×対象医師数(2名を上限とする。)を加算する。	1/3	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－27号 様式第3号 (診療所における帝王切開支援医師加算関係) 様式第2－29号 給与規定又は雇用契約等の分娩手当及び帝王切開の支援に係る報償費の額が明記された書類	様式第1号 様式第2－27号 様式第3号 (診療所における帝王切開支援医師加算関係) 様式第2－29号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	助産師等待機手当支援事業	分娩を取り扱う病院、診療所	分娩を取り扱う助産師・看護師・准看護師に対して、処遇改善を目的として勤務時間外に待機を命じた日に応じて支給される呼出待機手当	1か所当たり次により算出された額 呼出待機手当支給日数(勤務時間外に待機を命じた日数－当該待機を命じた日に実際に勤務した日数)×5,000円	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－28号 様式第3号 呼出待機手当の支給について明記された給与規定又は雇用契約等の書類	様式第1号 様式第2－28号 様式第3号 支払を証明する書類

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
③医療従事者の確保	救急勤務医支援事業	第二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センター	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当 ※ 救急勤務医手当とは、宿日直手当や超過勤務手当とは別に、医師の救急医療への参画を条件に当該医療機関に勤務する職員に対して支給される手当であることが就業規則等に明記されたものとする。	1人1回当たり 休日(日中)4,523円 夜間6,220円	1/3	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－30号 様式第3号 給与規定又は雇用契約等の救急勤務医手当が明記された書類	様式第1号 様式第2－30号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	新生児医療担当医確保支援事業	NICUを設置する病院	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等)	新生児1人当たり 10,000円	1/3	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－31号 様式第3号	様式第1号 様式第2－31号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	女性医師就業環境整備事業	病院、診療所	女性医師の就業環境整備のために必要な女性専用休憩室、更衣室、授乳室、搾乳室、トイレ、洗面所、シャワー室、当直室等の施設整備費(設計費、工事費、工事請負費)及び備品購入費	1か所当たり 1,000千円	1/2	・補助対象経費の増額(施設整備関係) ・2割を超える減額 ・建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)並びに建物の設置場所の変更(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。) (設備整備関係) ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第3号 見積書 (施設整備関係) 様式第2－3号 図面 (設備整備関係) 様式第2－4号 カタログ	様式第1号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 契約書の写し (施設整備関係) 様式第2－3号 完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと) (設備整備関係) 様式第2－4号 検収書の写し 当該整備機器の写真
③医療従事者の確保	歯科衛生士復職支援事業	県歯科医師会、地区歯科医師会	歯科衛生士の復職支援に係る事業に必要な経費(報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、広告料)、備品購入費、使用料及び賃借料、委託費)	1か所当たり 2,400千円	10/10	・補助対象経費の増額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2－14号 様式第3号 (設備整備関係) カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－14号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 (設備整備関係) 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
③医療従事者の確保	新人看護職員研修事業	新人看護職員を採用した病院、診療所、介護老人保健施設、指定訪問看護ステーション、介護老人福祉施設	新人看護職員研修ガイドラインに基づく、新人看護職員（主として免許取得後初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）研修に要する経費次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額とする。		1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第1－2号 様式第2－15号 様式第3号 カタログ 見積書 給与の額がわかる書類	様式第1号 様式第1－2号 様式第2－15号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
			(1)研修経費 研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）	新人看護職員が1名のとき440千円（ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円） 新人看護職員が2名以上のとき630千円（ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。）				
③医療従事者の確保	助産師資質向上支援事業	県看護協会	(2)教育担当者経費（謝金、人件費、手当）	新人看護職員5名以上の場合に5名ごとに215千円 （注） 新人看護職員の人数は、当該年度の4月末現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は、新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。	2/3	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－16号 様式第3号	様式第1号 様式第2－16号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
			(3)医療機関受入研修事業経費 教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	1～4名を受け入れる場合、1施設当たり113千円 5～9名を受け入れる場合、1施設当たり226千円 10～14名を受け入れる場合、1施設当たり566千円 15～19名を受け入れる場合、1施設当たり849千円 20名以上受け入れる場合、1施設当たり1,132千円 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合、1名増すごとに45千円 （注） 1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。				
③医療従事者の確保	認定看護管理者研修参加支援事業	病院、県看護協会	助産師の資質及び実践力向上のための助産師の習熟度に応じた研修会に係る次の経費 報償費（謝金）、役務費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費）、使用料及び賃借料	看護職員1人当たり500千円	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－35号 様式第3号 受講決定書類の写し	様式第1号 様式第2－35号 様式第3号 修了証書の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
③医療従事者の確保	認定看護師養成研修受講補助事業	自治体立、国立大学法人立、独立行政法人国立病院機構立及び、独立行政法人労働者健康安全機構立の病院	公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をいう。）及び一般社団法人日本精神科看護協会施設が実施する認定看護師養成研修へ看護職員を派遣し、当該研修会の受講に要する経費として負担した経費（入学金、授業料、実習料）。（受講申込手続の都合上、当該研修の受講年度が経費を負担した年度の翌年度となる場合を含む。）	看護職員1人当たり 750千円	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－47号 様式第3号	様式第1号 様式第2－47号 様式第3号 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	看護師の特定行為研修受講補助事業		次の（1）、（2）により算出された額の合計額とする。		10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－54号 様式第3号	様式第1号 様式第2－54号 様式第3号 支払を証明する書類
		看護師の特定行為研修の指定研修機関（厚生労働大臣が指定する保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関をいう。）が実施する特定行為研修に看護職員を派遣する医療機関、訪問看護事業所	（1）看護師の特定行為研修の指定研修機関で行われる特定行為研修へ看護職員を派遣するために当該研修会の受講に要する経費として負担した経費（旅費、受講料（入学科、授業料）、実習料）。（受講申込手続の都合上、当該研修の受講年度が経費を負担した年度の翌年度となる場合を含む。）	看護職員1人当たり（1人につき1回限り） 旅費200千円 旅費を除く補助対象経費の合計550千円				
		看護師の特定行為研修の指定研修機関が実施する特定行為研修に看護職員を派遣する訪問看護事業所	（2）訪問看護ステーションが 特定行為研修への派遣者の代替看護職員を採用した場合の人件費（報酬、賃金、共済費）。	1か所当たり次により算出された額 日額7, 875円×採用日数 （700千円を上限とする）				
③医療従事者の確保	看護師の特定行為研修推進事業	看護師の特定行為研修の指定研修機関及び協力施設	（1）看護師の特定行為研修として他施設から受け入れた受講生に対し実習指導を行った医師又は看護師の人件費。	他施設から受け入れた受講生1人当たり （1）医師及び看護師が指導に従事した場合 600千円 （2）医師又は看護師のどちらか一方が指導に従事した場合 300千円	定額	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－62号 様式第3号 （備品購入） カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－62号 様式第3号 支払を証明する書類 （備品購入） 納品書の写し 請求書の写し
			（2）看護師の特定行為研修として他施設の受講生を受け入れる（実習又はその支援に限る）場合の実習用備品購入費	1か所当たり1, 000千円	1/2			
③医療従事者の確保	中山間地域の病院看護師等確保事業	公立病院、公的医療機関、その他県が必要と認めた者	看護師確保に課題を抱える中山間地の病院に看護師を派遣する公立病院等に対し、看護師派遣に伴い新たに代替看護師を雇用する場合の人件費（報酬、賃金、共済費） 又は、コメディカル等の確保に課題を抱える中山間地の病院にコメディカル等を派遣する公立病院等に対し、派遣するコメディカル等の人件費（報酬、賃金、共済費）	看護師1人あたり5, 132千円 （看護師派遣1人につき代替看護師1人とする） コメディカル等 5, 132千円	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－63号 様式第3号	様式第1号 様式第2－63号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	看護師等養成所運営事業	看護師等養成所（県立を除く）	1 教員経費 2 事務職員経費 3 生徒経費 4 実習施設謝金 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 6 新任看護教員研修事業実施経費	別記1のとおり	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－19号 様式第3号 総事業費及び収入額がわかる収支予算書	様式第1号 様式第2－19号 様式第3号 総事業費及び収入額がわかる収支決算書
③医療従事者の確保	看護教育教材整備事業	看護師等養成施設（県立を除く）	看護職員の養成に必要な図書・教材の整備に係る備品購入費（図書は「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」別表7～10に該当するものに限る。備品は取得価格が10万円以上であるものに限る。）	1か所当たり 7, 200千円	2/3	・補助対象経費の増額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2－20号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－20号 様式第3号 納品書の写し 請求書の写し 支払を証明する書類

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
③医療従事者の確保	看護師等養成所施設・設備整備事業(施設整備)	看護師等養成所(県立を除く)	看護師等養成所の管理運営に必要な施設整備費(設計費、工事費、工事請負費)	1か所当たり 3,000千円	1/2	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)並びに建物の設置場所の変更(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)	様式第1号 様式第2—3号 様式第3号 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 設計者の決定を証明する資料	様式第1号 様式第2—3号 様式第3号 完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 契約書の写し 完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 支払を証明する書類
	看護師等養成所施設・設備整備事業(設備整備)	看護師等養成所(県立を除く)	看護師等養成所の管理運営に必要な設備整備に要する経費	1か所当たり 1,000千円	1/2	・補助対象経費の増額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2—4号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
③医療従事者の確保	看護教員養成支援事業	看護師等養成所(県立を除く)、病院	次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額とする。			・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2—48号 様式第3号	様式第1号 様式第2—48号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
			(1)看護教員養成講習会への派遣に要する旅費、受講料(入学科、授業料)、資料代	県が必要と認めた額	1/2 (ただし県立病院のみ10/10とする。)			
			(2)大学における看護教員養成への派遣に要する旅費、受講料(入学科、授業料、検定料、学会等参加費)、資料代	県が必要と認めた額				
			(3)看護教員養成講習会又は大学への研修派遣者の代替看護職員を採用した場合の人件費(報酬、賃金、共済費)	1か所当たり次により算出された額 月額248千円×採用月数×採用人数	10/10			
③医療従事者の確保	看護職員実習指導者養成支援事業	病院、診療所、介護保険関係施設	次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額とする。			・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2—49号 様式第3号	様式第1号 様式第2—49号 様式第3号 修了証の写し 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
			(1)実習指導者養成講習会の受講に要する旅費、受講料、資料代	県が必要と認めた額	1/2(ただし、(特定分野研修は10/10)			
			(2)実習指導者養成講習会受講者の代替看護職員を採用した場合の人件費(報酬、賃金、共済費)	1か所当たり次により算出された額 日額7,875円×採用日数	10/10			
			(3)訪問看護ステーションに限り、代替看護職員を採用しない場合、実習指導者養成講習会受講者分に該当する人件費	1か所当たり次により算出された額 日額7,500円×受講日数	10/10			
③医療従事者の確保	周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業	鳥取大学医学部附属病院	総合周産期母子医療センター及びNICUにおける医師、看護師の負担を軽減し、専門的スタッフの養成を行うために配置する、入院患者の家族支援を行う臨床心理士又は公認心理師1名に係る人件費	県が必要と認めた額	10/10	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2—44号 様式第3号	様式第1号 様式第2—44号 様式第3号 支払を証明する書類

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
③医療従事者の確保	医師等環境改善事業	病院、診療所、指定訪問看護ステーション	医師事務作業補助者及び看護師事務作業代行職員（以下、「医療クラーク等」）に係る当該年度の増員として、新たに採用又は配置換を行った場合（以下、「増員」）の person 費及び派遣を受けた場合の委託料（年度途中に行った増員についても対象とする）。 ※交付申請年度の前年度に行った増員で、増員後12か月間にかかる person 費及び派遣を受けた場合の委託料について交付申請年度にかかる部分は対象とする。（当該 person 費及び派遣を受けた場合の委託料について、交付申請年度の前年度に本事業の交付決定を受けている場合に限る）	1か所当たり次により算出された額 月額210千円×事業月数（※1）×人数（5名以内）（※2） ※1 月の中途から補助対象となる職員を雇用した場合、日割りで算出する。 ※2 補助対象となる職員が勤務時間中に医療クラーク等としての業務以外の業務を行う場合、医療クラーク等としての業務時間を正規の勤務時間で除した数を乗じる。	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－25号 様式第3号 医療クラーク等の補助対象期間中の増員を証明する書類	様式第1号 様式第2－25号 様式第3号 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	病院内保育所運営事業	病院内保育所を設置する病院（自治体立病院及び公的病院を除く）	病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の person 費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は person 費とする。）	別記2のとおり	2/3	補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－22号 様式第3号 保育所の設置管理運営に関する規定委託契約書（写）	様式第1号 様式第2－22号 様式第3号
③医療従事者の確保	小児救急医療支援事業	市町村（市町村が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合を含む）	小児救急医療に係る休日夜間の診療体制の整備に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等とする。）及び報償費（医師雇上謝金とする。）	26,310円×診療日数	2/3	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－33号 様式第3号	様式第1号 様式第2－33号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
③医療従事者の確保	地域医療連携研修会開催支援事業	医療機関、県医師会、地区医師会、県知事が適当と認める者	4疾病6事業に関して、地域の医療関係者が参加する連携推進等のための研修会等の開催にかかる報償費（謝金）、役務費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	4疾病6事業ごとに 1か所当たり2, 000千円	2/3	・補助対象経費の増額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2－53号 様式第3号 （設備整備） カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－53号 様式第3号 研修会資料 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 （設備整備） 契約書の写し 検収書の写し 当該整備機器の写真
③医療従事者の確保	鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業	鳥取大学医学部附属病院	鳥取大学医学部附属病院の「腎センター」の体制整備のために配置する医師の person 費	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－57号 様式第3号 給与規定等の person 費が明記された書類	様式第1号 様式第2－57号 様式第3号 支出額の根拠となる書類
③医療従事者の確保	ロボット支援手術推進事業	鳥取大学医学部附属病院	鳥取大学医学部附属病院のロボット支援手術に関する教育研究活動に従事する者の person 費	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－60号 様式第3号 給与規定等の person 費が明記された書類	様式第1号 様式第2－60号 様式第3号 支出額の根拠となる書類
③医療従事者の確保	中山間地域におけるオンライン診療推進事業	へき地医療拠点病院、市町村立病院、へき地診療所、へき地等に該当する市町村又は当該市町村と連携してオンライン診療を実施する医療機関等	医師不足の課題を抱える中山間地域等において行う以下の取組について補助する。 ①オンライン診療を行うための情報通信機器等の導入に係る経費（オンライン診療に係るシステム等のアカウント費用、初期設定費用等は初度経費に限る） ②オンライン診療時に患者の受診支援を行う看護師、リハ職員、事務職員等の派遣 ③冬期にオンライン診療会場に向かうための車両整備に係る経費。 なお、当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料（自賠責保険料を含む。）及びリサイクル料金（シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金）は補助対象外とする。	①750千円 ②1人当たりの時間単価3, 000円 ③2, 000千円	①2/3 ②定額 ③1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－61号 様式第3号 （設備整備、車両整備） 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該導入機器、車両の写真 （看護師、リハ職員、事務職員等派遣） 時間積算の根拠となる資料	

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
③医療従事者の確保	特定技能制度を活用した看護補助者確保事業	病院	介護福祉士の資格の取得を目指す外国人材を特定技能制度を活用して採用する際に必要となる、外国人材の採用に要する初期費用及び医療現場で円滑に就労するための環境整備に要する費用	県が必要と認めた額	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－64号 様式第3号 見積書 カタログ	様式第1号 様式第2－64号 様式第3号 契約書の写し 支払を証明する書類 当該導入機器の写真
③医療従事者の確保	中山間地域における地域の医療維持支援事業	別記6のとおり	別記6のとおり	別記6のとおり	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－65号 様式第3号 事業内容がわかる資料(市町村の補助金交付要綱、病院勤務医の雇用に係る書類、設備整備に係るカタログ、見積書等)	様式第1号 様式第2－65号 様式第3号 事業の実施状況並びに支出状況が確認できる書類(契約書の写し、当該導入機器の写真等)
③医療従事者の確保	病院看護職員等安全確保対策推進事業	病院、診療所	看護職員等の安全確保のために通話録音装置を整備する費用	1施設当たり100千円 一施設につき申請限度は1回とする。	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－68号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－68号 様式第3号 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
③医療従事者の確保	歯科技工士養成確保対策事業	県歯科医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会が行う県外歯科技工士養成学校進学者支援制度に係る支援金	1名当たり上限200千円/年	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－72号 様式第3号	様式第1号 様式第2－72号 様式第3号 支出額の根拠となる書類
③医療従事者の確保	医療DX推進事業	診療所	これまで診療所の看護職員や事務職員が行っていた業務の一部をICT化するために新たに導入するICT機器等の整備に係る費用	1施設あたり400千円	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－73号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－73号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類
④勤務医の働き方改革	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	別記4のとおり	別記4のとおり	別記4のとおり	10/10 (ただし、資産形成に係るものに対する補助率は1/2とする)	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－56号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－56号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真
④勤務医の働き方改革	地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	別記4のとおり	別記4のとおり	別記4のとおり	10/10 (ただし、資産形成に係るものに対する補助率は1/2とする)	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2－66号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2－66号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真